

○富津市交際費の支出及び公開に係る基準

平成21年3月19日告示第37号

改正

平成24年6月1日告示第113号

平成31年3月22日告示第31号

令和2年3月25日告示第39号

令和2年3月31日告示第57号

富津市交際費の支出及び公開に係る基準

(趣旨)

第1条 この基準は、富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第3条に基づき、市長又は市長が指名する者が外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下、「交際費」という。）の支出基準及び支出状況の公開について必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 交際費の支出は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、地域の慣習その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

区分	支出内容	金額
祝金	市に關係する各種団体等が催す行事に係る祝い金	10,000円を限度とする。
寸志	会費の明記されていない各種行事への出席に係る支出	
会費	会費の明記されている各種行事への出席に係る支出	明記されている会費の額
香典	市政功労者等の葬儀に係る香典、供花	別表のとおり
見舞金	市政功労者等の病気見舞い	
協賛金	公益性があり、市政運営上市長が必要と認めた場合	10,000円を限度とする。
その他	上記のいずれにも属さない場合で、市政運営上、市長が特に必要と認めた場合	

(支出状況の公開)

第3条 交際費の支出状況は、富津市長交際費支出状況（別記様式）により市のホームページで公開するとともに、市行政資料コーナーにおいて閲覧に供する。

2 前項の公表は、当月分を翌月の20日（休日の場合は翌日）までに行うものとする。

3 見舞金については、個人が特定できる部分は公表しないものとする。

（委任）

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日告示第113号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第31号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第39号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		市議会議員、地元選挙区 選出国會議員・県議会議 員、副市長、教育長	非常勤特別職等	前（元）市長、前市議会 議員、前地元選挙区選出 国會議員・県議会議員
香典	本人が死亡したとき	10,000円及び供花	10,000円	10,000円及び供花
	配偶者及び1親等の 尊卑属。ただし、同 居の親族に限る	10,000円及び供花		
見舞 金	20日以上入院を要 する疾病又は傷害。 ただし、本人に限る。	10,000円		

注

1 非常勤特別職等は、富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

